

平成22年 4月 28日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2009

課題番号：20791658

研究課題名（和文） 自然災害時の精神障害者の生活再構築を目指したサポート体制への一試案

研究課題名（英文） A tentative plan to the support system for the life restructuring of persons with mental disorder at the time of the natural disaster

研究代表者

坂入 和也 (SAKAIRI KAZUYA)

群馬大学・医学部・助教

研究者番号：80361369

研究成果の概要（和文）：

様々な自然災害が発生した際に、精神障害者への生活の再構築を目指した支援体制の一試案の作成を目的として、自然災害における精神障害者の支援体制に関する実態を調査した。調査の対象としたのは、地域で暮らす精神障害者をサポートしている看護職である。その結果、災害時の支援やその対策については、施設ごとに委ねられており、統一された見解がないといったことや、支援することになる人たちが現在のところ危機意識を感じていないなどといったことがあげられた。支援者の認識や日頃の取り組みと、支援者や支援団体同士のネットワークが課題であると考えられた。さらに、実態調査をもとに、中・長期的な支援を見据えた、精神障害者サポート体制の一試案の作成と検討を行った。精神障害者ばかりでなく、地域で生活する住民を含めた精神保健活動との関連や、自治体と連携を持ち、長期的な生活支援対策の必要性などの課題が挙げられた。これらの一連の過程を通して、災害の種類によって、求められる支援は異なってくることに、被災後に残された機能（施設及び援助者）の状況によって、体制を一概に決定付けることはできないことが、明らかにされた。生活の再構築のためには、環境調整と精神障害者本人への働きかけを同時に行われなければならないという、援助内容についての再検討と、精神障害者と地域との関係性についての考慮が必要であると考えられた。

研究成果の概要（英文）：

When various natural disasters occurred, I was aimed for the making of a tentative plan of the support system for the life restructuring of persons with mental disorder and investigated the actual situation about the support system of persons with mental disorder in the natural disaster. An object of this investigation is nurses supporting persons with mental disorder living in a community. As a result, about support at the time of the disaster and the measures, it was entrusted to every institution, and that there not being a unified opinion and the people whom supported did not feel sense of impending crisis for the present. It was thought that the recognition of the supporter and an everyday action and a supporter and a network between support groups were problems. Furthermore, based on the result, I examined with the making of a tentative plan of the persons with mental disorder support system on long-term support. This result had connection with the mental health activity that was able to include the inhabitants who lived in not only persons with mental disorder but also others, and there were problems such as the necessity of long-term life support measures. Through these a series of processes, as for the support demanded by the kind of the disaster, what cannot determine the system unconditionally was clarified by the situation of the function (an institution and a standby) that it was had for after suffering that it was different. For the life restructuring of persons with mental disorder, it was thought that, the relationship with the community and the reexamination about support contents performing environmental adjustment and pressure to persons with mental disorder at the same time was necessary.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：看護学

科研費の分科・細目：看護学・基礎看護学

キーワード：看護学、精神障害者、自然災害、生活再構築

1. 研究開始当初の背景

1995年に発生した兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）以降、長期にわたる避難生活は、これまでの災害時にはとりあげられなかった高齢者や障害者あるいは乳幼児や慢性疾患を持つ人など、災害時に特別な援助を要する多くの人々への対応が必要であることが教訓として得られた。2004年10月に発生した新潟県中越地震の際には、「こころのケアを行う専門職」の派遣要請がなされ、全国各地の医療機関等から、多くの精神保健関連専門職が活躍した。一方で、災害時は、ライフラインや情報連絡網が途絶え、自らが持つ、年齢や疾患、障害のために、正確な情報を瞬時に受けることができず、災害時に孤立する被災者も少なくない。高齢者の保護は、介護保険制度が効を奏し、比較的スムーズに進んだとする報告もあるが、障害者の安否確認は、困難であった。そうした「災害時要援護者」といわれる被災者の中には、精神障害を有するものも数多く存在している。その中で、例えば、在宅で外来通院中の精神障害者は、医療機関や交通機関の崩壊などで、通院できずに、服薬の継続が困難となり、避難所での人間関係などの問題から、症状悪化につながる可能性もある。

先の新潟県中越地震の際には、多くの避難所が設けられた。一般の被災者とともに、地域で暮らす精神障害者も、避難所において長期にわたる避難生活を強いられた。精神障害者は、「集団生活のペースについていけない」という行動特性を持ち、避難所生活が長期化することで、些細な問題行動や、少し変わった生活スタイルなどが、他の避難者とのトラブルとなり、避難所にいられなくなったケースもあった。

国レベルでは、災害時対策の方向性が示されて、障害者や高齢者等の「災害時要援護者」への支援の対策が始まったところである。

「災害時要援護者」は、「自分の身に危険が差し迫った時、それを察知する能力がない、または困難な者。自分の身に危険が差し迫った時、それを察知しても適切な行動をとることができない、または困難な者。危険を知らせる情報を受け取ることができない、または困難な者。危険をしらせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、または困難な者」という条件の一つでも当てはまる人を指す（平成3年度版防災白書）。また、内閣府より出された「災害時要援護者支援のためのガイドライン」（平成18年3月）では、災害時の障害者についての支援の方策が打ち出されている。それによると、「災害時要援護者」は、新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による衣食住の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が受けられれば自立した生活を送ることが可能である者とされている。このことは、新たな環境への適応が難しいといわれている精神障害者を、被災者でもあり、一人の生活者としてとらえ、必要な支援を看護師が行うことによって、生活の再構築を行うことができるひとつの方策を示しているとも考えられる。

平成18年度に、申請者が科学研究費補助金にて実施した「地震災害時における精神障害者の生活再構築を目指したサポート体制の一試案」の研究において、地震災害時の精神障害者の避難状況を調査し、その生活上の課題を明らかにした。対人関係で気を遣い、周りの人々とコミュニケーションがとれず、避難所の隅で毛布をかぶってうづくまっていたという対象や、服用している薬のために行動が鈍くなり、避難所で行われていた物資の配布などの作業を手伝わないと周囲から白い目で見られるのではないかとジレンマに陥った人もいた。さらに、仮設住宅への優

先入居の枠には、当初精神障害のある人は対象となっていなかったといった問題があった。これらの結果から、避難所等での避難生活、復興期における生活の確保といった各段階に応じ、種々の問題点が明らかにされた。また、災害時には、障害のある人のみならず、誰もが身体的にも精神的にも障害を持つ状態になる可能性があり、災害時の日常生活の支援を理解することは、すべての人々の災害への備えともなるものである。

## 2. 研究の目的

以上のことから、本研究では、先の研究で得られた結果を活用し、地震災害に限らず、様々な自然災害に被災した精神障害者の支援のために、災害ごとの特性に基づいた精神障害者の支援のための試案を作成し、災害時に派遣された看護師が、精神障害者に対して中・長期的な視点で支援を行うことができる試案の検討を目的とした。

## 3. 研究の方法

平成 20 年度

### ① 自然災害における精神障害者の支援体制に関する実態調査

本研究においては、特に、わが国において今後も頻発すると考えられる自然災害（風水害・地震等）に焦点をあて、モデル地域を設定し、それらの自然災害における精神障害者の支援体制に関する実態を調査する。

調査の対象は、平成 18 年 3 月に内閣府・災害時要援護者の避難対策に関する検討会より出された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」より、災害時要援護者の避難対策に関して、先進的・積極的な取り組み事例に紹介されている自治体等での取り組みと、災害時要援護者の避難対策に関して、これから取り組みを行おうとしている自治体等での取り組みである。それらの自治体等での精神障害者に対する支援体制および医療・看護ニーズの比較を行うことにより、要援護者への直接的な支援に関し応援派遣された保健師、看護師等の支援における問題点および課題を抽出する。

本研究での自然災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害（災害対策基本法第 2 条）」のうち、航空機事故などの人為災害および放射能漏れ事故などの特殊災害を除いた、電気、水道、ガス、道路や電車などの交通手段、電話やインターネットなどの情報通信網などのライフラインが被害を受け、被害が拡大する広域的災害とする。なお、本研究において、精神

障害者とは、精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）第 5 条に規定されている者とした。

研究者自身が、地震災害後の避難所において被災者支援を行ってきた経験、および水害後の被災者支援を行った経験を活用し、さらに、避難所において被災者の支援に当たっていた自治体職員、関係団体やボランティアにも協力を願い、避難所等での実際の生活環境をできるだけ正確に把握することに努めた。さらに、大規模災害時に要援護者への直接的な支援に関し応援派遣された保健師、看護師等に、精神障害者の支援についての聞き取り調査を行った。主な調査項目は、直接行った支援内容、被災状況や避難指示の情報源、ニーズの集約で得た内容、移動手段、避難所等での問題点、身体あるいは精神症状の状況、その後の精神症状、今後の対策などであった。

平成 21 年度

### ② 自然災害時の精神障害者サポート体制の一試案の作成

今後の自然災害発生時において、精神障害者の被災後の生活再構築のサポートのためには有益と思われる、中・長期的な支援を見据えた、精神障害者サポート体制の一試案の作成を試みた。作成に当たっては、先の自然災害における精神障害者の支援体制に関する実態調査での結果を踏まえ、いくつかの自治体の災害対策マニュアルも参考にし、内閣府・災害時要援護者の避難対策に関する検討会より出された「災害時要援護者避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を参考に、自然災害時の精神障害者サポートのためのガイドラインの試案を作成し、それに沿ってカテゴリー分類を実施し、構造化をはかった。作成に当たっては、災害看護の専門家の助言を得た。

作成された試案をもとに、自治体関係者、保健師、看護師、ボランティア経験者などによる意見交換の機会を設け、検討を試みた。

### ③ 自然災害時の精神障害者サポート体制の一試案の実施可能性の検証

作成された試案をもとに、作成した試案が実施可能かどうかを検証し、修正を行った。自治体関係者、保健師、看護師、ボランティア経験者などによる検討の機会を設け、作成された自然災害時における試案の実施可能性を検討した。

検証の際には、基礎評価を行い、調査票による測定を試みた。被災者の支援に当たっていた自治体職員、関係団体にも協力を要請した。また、試案の提示後に、質問紙法（アンケート）による調査を試みた。質問紙の項目は、①作成した試案が使用しやすかったか、②使用についてどんなところが困ったか、③

追加・修正すべき事項、であった。

これらの基礎的な評価で得られた結果をもとに、研究者、自治体関係者、保健師、看護師、ボランティアらとともに検討会議を開催し、「自然災害時の精神障害者の生活再構築を目指したサポート体制のための試案」の修正と改良を行い、完成を目指していった。

#### 4. 研究成果

研究初年度は、自然災害（風水害・地震等）に焦点をあて、それらの自然災害における精神障害者の支援体制に関する実態を調査した。

調査の対象としたのは、精神科デイケアや社会復帰施設などで、在宅など、地域で暮らす精神障害者をサポートしている看護職であった。その結果、災害時の支援やその対策については、施設ごとに委ねられており、統一された見解がないといったことや、支援することになる人たちが、現在のところ危機意識を感じていないなどといったことがあげられた。また、自治体が障害者をサポートする人向けに防災の手引きを作成した市町村の社会復帰施設では、その手引き自体が、コミュニケーションに問題がない人向けにつくられているといった問題点が挙げられ、家族に同意を得た上で、必要な情報を網羅したフェースシートを独自に作成している事業所もあった。これらのことより、支援者の認識や日頃の取り組みと、支援者や支援団体同士のネットワークが課題であると考えられた。

研究最終年度は、前年度実施した実態調査をもとに、中・長期的な支援を見据えた、精神障害者サポート体制の一試案の作成を行った。この試案の作成に当たっては、全国の自治体や事業所の災害対策マニュアルも参考にしている。さらに、自治体関係者、保健師、看護師、ボランティア経験者などにより、作成された自然災害時における試案についての検討の機会を設けた。その際、精神障害者ばかりでなく、地域で生活する住民を含めた精神保健活動との関連や、自治体と連携を持ち、長期的な生活支援対策の必要性などの問題点が挙げられた。これらの一連の過程を通して、災害の種類によって、求められる支援内容や支援者は異なってくることと、被災後に残された機能（施設及び援助者）の状況によって、体制を一概に決定付けることはできないことが、明らかにされた。生活の再構築のためには、環境調整と、精神障害者本人への働きかけを同時に行われなければならないという、支援を行うものの援助内容についての再検討と、また、精神障害者と地域との関係性についての考慮が必要であると考えられた。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計1件）

① 坂入和也、八重田淳、災害時のリハビリテーションカウンセラーの役割と連携、リハビリテーションカウンセリング研究会、2008.7.26、筑波大学、（東京都）

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

坂入 和也 (SAKAIRI KAZUYA)

群馬大学・医学部・助教

研究者番号：80361369

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：